

四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第23号

四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休館日) 第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める <u>休日</u> 。 ただし、敬老の日を除く。 (3) (略) 2 (略)	(休館日) 第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める <u>祝日</u> 。 ただし、敬老の日を除く。 (3) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)